

# 板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和元年12月10日（火）午前10時45分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
  - (1) 議案第51号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (2) 議案第52号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
4. 閉 会

---

○出席委員（12名）

森 田 義 昭	委員長	小 野 田 富 康	副委員長
亀 井 伝 吉	委員	本 間 清	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	今 村 好 市	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	延 山 宗 一	委員

○欠席委員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
鈴 木 優 教 育 長
落 合 均 総 務 課 長
根 岸 光 男 企画財政課長
丸 山 英 幸 税 務 課 長
峯 崎 浩 住 民 環 境 課 長

橋	本	宏	海	福 祉 課 長
小	野	寺	雅	明 健康 介 護 課 長
伊	藤	良	昭	産 業 振 興 課 長
高	瀬	利	之	都 市 建 設 課 長
多	田		孝	会 計 管 理 者 兼 長 会 計 課
小	野	田	博	基 教 育 委 員 会 長 事 務 局
伊	藤	良	昭	農 業 委 員 会 長 事 務 局

---

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事 務 局 長
川	野	辺	晴	男 庶 務 議 事 係 長
福	知	光	徳	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前10時45分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 それでは、ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

---

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 開会に当たりまして、森田委員長より挨拶をお願いいたします。

○森田義昭委員長 先ほど本会議において本委員会へ付託されました、補正予算関係2議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくをお願いいたします。

なお、各委員からの質問は、恒例により行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○小林桂樹事務局長 それでは、審査事項につきましては、森田委員長において進行をお願いいたします。

---

○議案第51号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について

議案第52号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○森田義昭委員長 本委員会に付託されました議案第51号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、議案第51号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,232万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億6,900万9,000円とするものであります。

次のページ、2ページ、3ページは、町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正3件であります。板倉町役場庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託料80万円、一般廃棄物収集運搬業務委託料4,000万円、資源物収集運搬業務委託料3,300万円、合計7,380万円を追加するものであります。それぞれ契約期間が1年となっているため、令和2年度の業務委託業者を令和元年度中に選定し、契約を締結する必要があるため、令和2年度の期間として債務負担行為を設定するものであります。

次に、5ページをごらんください。第3表、地方債補正であります。一般補助施設整備等事業債(邑土営農業水路等長寿命化・防災減災事業、海老瀬、細谷地区)740万円を限度とした追加であります。これについては、補助金の増額に伴う補正であります。

次に、6ページ、7ページにつきましては事項別明細書でありまして、先ほどの2ページ、3ページと同様の内容ですので、省略をさせていただきます。

8ページをごらんください。歳入の詳細になります。1款1項1目個人の町民税です。右の説明欄を説明させていただきます。個人町民税現年度課税分1,295万4,000円の追加です。これについては、調定実績と納

付見込みによる追加であります。

次に、同じく2項1目固定資産税です。固定資産税現年度課税分5,511万1,000円の追加です。これについても調定実績と納付見込みによる追加であります。

次に、10款1項1目地方特例交付金、地方特例交付金55万2,000円の追加です。国からの交付税が確定したことによる追加であります。

次に、9ページをごらんください。11款1項1目地方交付税、普通交付税1億1,734万1,000円の追加です。国からの普通交付税の交付額が確定したことによる追加であります。

次に、15款1項1目民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金800万円の追加であります。また、障害児給付費等負担金390万円の追加であります。歳出の補正に伴う国庫負担金の追加であります。

次に、16款1項1目民生費県負担金、これについても障害者自立支援給付費負担金400万円追加、障害児給付費等負担金195万円の追加です。同様に、歳出の補正に伴う県費補助金の追加であります。

10ページをごらんください。18款1項1目一般寄附金、一般寄附金（ふるさと納税）225万8,000円の追加です。

同じく2目指定寄附金、同じくふるさと納税258万6,000円の追加です。それぞれ10月末現在の実績に基づく追加であります。

19款2項1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金として1億8,282万6,000円の減額です。町税や普通交付税の増額補正に伴い、財政調整基金からの繰入りを減額するものであります。

20款1項1目繰越金、前年度繰越金2億9,400万円の追加であります。歳出の財政調整基金積立金に充当するためであります。

次に、11ページをごらんください。22款1項1目農林水産業債、一般補助施設整備等事業債250万円の追加であります。先ほど説明させていただいた第3表、地方債補正限度額を追加するものであります。

次に、12ページをごらんください。歳出の詳細になります。初めに、職員人件費関係につきましては、全体で42万円の増額になります。これについては、現状の人員配置に合わせたこと、それと人事院勧告の影響によるものであります。個別の説明は省略をさせていただきます。

2款1項16目基金費、基金管理、財政調整基金元金積立金2億9,400万円の追加であります。これについては、地方財政法に基づきまして、前年度決算の実質収支の2分の1以上の額を財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、13ページをごらんください。3款1項3目障害者福祉費であります。これについては、右の説明欄丸印の事業のみ説明をさせていただきます。障害児（者）自立支援事業319万3,000円の追加。次に、障害介護給付費1,464万3,000円の追加。障害児給付費803万2,000円の追加であります。それぞれサービス利用人数の増加に伴う不足分の追加、また前年度実績による補助金の返還額が確定したことに伴うものであります。

次に、14ページにつきましては人件費でありますので、省略させていただきます。15ページをごらんください。15ページ、9款1項4目防災対策費、防災対策事業、役務費、毛布クリーニング・リパック代として118万8,000円の追加であります。台風19号に伴う避難所で使用した毛布のクリーニング、パッキングに係る経費であります。

次に、16ページをごらんください。10款2項1目学校管理費、小学校施設維持管理、工事請負費として85万

円の追加です。東小学校において特別支援学級に在籍する児童の増加等に伴い、環境を整備するための経費であります。

次、17ページをごらんください。これについては、地方債の現在高の見込みに関する調書でありますけれども、先ほど説明させていただいた第3表の地方債補正の金額を追加し、整理したものでありますので、省略をさせていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご採択いただきますようお願いいたします。

以上です。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村委員。

○今村好市委員 4ページの債務負担行為についてお聞きをしたいと思います。

廃棄物関係につきましては、年度切りかえのときでも中断はできないということで、債務負担行為を理解できるのですが、新しく役場庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託料、この内容がちょっとわかりませんので、なぜ債務負担行為をしなくてはならないのかという理由も含めてお願いできればと思います。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 特定建築物環境衛生管理委託業務でありますけれども、役場庁舎が特定建築物、面積として3,000平方メートル以上の建物に該当いたしまして、こういう管理が必要になってくるわけですが、中身としますと、空気的环境測定、飲料水の水質検査、浄化槽の清掃、雑用水の水質検査、ネズミ、昆虫等の防除という、そのようなことが国の建築物環境衛生管理基準に基づいて決められております。これについては、1年ごとの契約ということでありまして、来年度以降も同様の内容の検査等の業務を委託したいということでの債務負担行為であります。

以上です。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 今の業務内容を聞いてみると、特別に債務負担行為をとらなくても、年度が、今年度分には今年度分の検査、あとは……。毎日これはやるのですか、検査を。毎日やるのだとすれば、場合によっては債務負担行為が必要かもしれませんけれども、そんなに必要性があるのかなというのがよくわからない。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 項目によりまして、測定時期はいろいろですけれども、多いものでありますと2カ月に1遍、それが月ごとに変ってきますので、月ごとに何らかの検査をやっていると、そのような形になるのかなと思います。そういうことでの、契約が1年契約でありますので、4月以降すぐにそういう業務委託をしなければならないということでの債務負担行為であります。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

○今村好市委員 最初の1回分、4月に入ってすぐに検査しなくてはならないという理由があるとすれば、3月中に契約しておかなくてはならないという、そういうことなのでしょう。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 4月になりまして、すぐに検査を行わない事項も出てきますので、3月中に業者を選定をして委託をしていきたいという、契約をしていきたいということでの債務負担行為であります。

○森田義昭委員長 今村委員。

○今村好市委員 その検査をする月というのは、国のほうから、特定建設物になると決められてしまうのですか。例えば3月に空調をやりなさい、し尿関係は4月にやりなさいという、そういうルールができてしまって、それに即してやらなくてはならないので、4月にやる分は3月に予算が通っていないと、債務負担行為が通っていないと契約ができないと、そういうことなのですか。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 国の基準で特に4月ということ、そこまでの表記はありませんけれども、やはり切れ目のない検査ということにはなるのかなと思います。1年契約で、4月からもすぐそういう体制をとらなくてはならないということでもありますので、そういうことでもあります。

[「具体的に4月何やるの」と言う人あり]

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 空気の環境測定、これが新年度早々始まるということでもあります。2カ月に1度というふうには書いてありますので。ほかのものについても、飲料水等も何回か行いますので、特別に国の基準で4月早々ということではないですけれども、やはり継続ということでは4月からということにはなりません。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

[「額も額だからいいでしょう」と言う人あり]

○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。お願いします。

15ページ、お願いをします。9款1項4目の防災対策費ということで、毛布クリーニング・リパック代ということで118万8,000円の計上ということなのですが、今課長の説明ですと、台風19号の避難に際しての避難所での使用というふうな認識でよろしいのかどうかという点が1点。

関連をしまして、各避難所ごとに、この毛布の貸し出しですとか飲料水ですとかというものの対応が違っていったようなお話を伺っているのですが、その辺の確認がとれているのかどうか。この毛布に関しては、何枚分の費用に当たるのかというのをご答弁をいただきます。

○森田義昭委員長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいまのご質問のまず1点目でございますが、台風19号に伴いまして、町内で開設をさせていただいた避難所、福祉避難所で使用した毛布についてのクリーニングとリパックということで、

予算といたしましては、1枚当たり1,800円の600枚分ということで118万8,000円とさせていただいております。数えますと、実質571枚の枚数ということでありますが、若干の余裕を見て枚数のほうは計上をさせていただいたものでございます。新規購入の場合ですと、1枚当たり4,600円程度になるということですので、今回使用したのについて、クリーニングして、また真空パックをさせて再利用をするための予算計上ということでございます。

それと、2点目の各避難所による備蓄品の配布の差があったということのお話ですが、まさにそのとおりでございます。その点につきましては、区長さん方、また担当の職員からもございました。こちらから当初の配置前の説明のほうは徹底していなかったという部分もございますが、通常避難訓練の際ですと、期限が近づいているものを参加いただいた方に備蓄品で配布したりとかしている部分もございましたので、そういったものと同じような対応ということで配布させていただいたところもあったのかなと思いますので。

基本的には避難されてすぐに、毛布はいずれにしても、備蓄品の食料関係、食べ物とか水については、まだ水道等も断水の状態でもありませんので、基本的にはその段階で配るべきではなかったということで考えますので、今後の反省材料といたしまして、職員には徹底するとともに、また住民の方にも、毛布等寝具等は避難の際にお持ちいただければという、また食料等もですね、そういったお知らせ等はさせていただきましたが、再度そういったことも周知をさせて、対応いただくような形でお願いしたいとは考えております。

以上です。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。時代は変わりまして、現状の情報交換がSNS等で瞬時に行われるような状況で、避難所ごとの避難者の連携というのですか、どここの避難所は水が出たよとかビスケットが出たよとか、毛布が出たよとかということで、その現状が横に流れて、先ほど課長がおっしゃったように、職員のほうでそれを共有していないと、出せませんよということもあるし、そうですかと出しているところもあるというようなことで、不平等感を感じているような部分もあるかと思うのです。

今回実際に避難所を開設して運営していくというのは初めての部分もありますので、その辺、先ほど課長の反省の中にもありましたように、職員の情報の共有、徹底がなされていなかった部分の反省点かなと思いますので、ぜひ改善のほうをよろしくをお願いをしたいと思います。

もう一点は、やはりメール等、ラジオ等でも、食料、寝具等については持参をお願いしますということで再三放送がなされていたわけですが、やはり我々が避難するイメージとしましては、マスコミ等で映像が流れるように、段ボールのベッドがあって、毛布が支給されて、食料が用意されてというような、長期避難の状況がイメージされていたのかなと。避難所に行けば、水もあるし食べ物もあるというようなイメージもあるのかなと。

今回は、一時避難ということで短期的な避難でしたので、そういった部分の対応もまた場面が違うのかなと思います。そういった部分も、町民に対してのその徹底というのですか、やはり食料を何日分あるいは人数分の寝具等については持参してくださいという部分、その徹底というのも機会を得ながらやっていく必要もあるのかなと思いますので、今回反省点で挙げた部分については改善のほうをよろしくをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 8ページの歳入のところの個人の収入のところですけども、一番上段のところ、個人所得現年度分の課税分というところの説明のところ、これだけだとわからないので、どういうことなのか、もうちょっと詳しくご説明をしていただけないかなと思うのです。固定資産税のところは、これは新たに償却資産が発生したということですからわかるのですけれども、個人町民税というのは、これはどういう根拠でこういうのが出てきたのか具体的に……

○森田義昭委員長 丸山課長。

[丸山英幸税務課長登壇]

○丸山英幸税務課長 それでは、個人町民税現年度課税分につきまして説明をさせていただきます。

こちらのほうは、昨年3月ですか、の申告に基づきまして、町民税のほうを6月に課税を決定していますけれども、当初予算の見込みと比べまして、実際に入る見込みが、所得割でいきますと1,116万9,000円、均等割ですと205万円の増額が見込めましたので、それぞれ収納率を98%と見まして、合計で1,295万4,000円を追加をした補正になっております。

固定資産税につきましては、こちらのほうは企業の償却資産の更新とか設備の増強ですか、そういった関係で、これも昨年の1月に申告をいただいたものを課税決定したものが、増額が見込めるということで今回補正をしております。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 98%というのは収納率……

○丸山英幸税務課長 徴収見込み額。

○青木秀夫委員 均等割というのは、これはどういうこと。新たに増えたということね。

○丸山英幸税務課長 はい、新たに均等……

○青木秀夫委員 何月時点に比べて。

○丸山英幸税務課長 昨年の当初予算の編成時期と比べますと……

○青木秀夫委員 今年だろう。

○丸山英幸税務課長 今年の、令和元年の当初予算の見込みと比べますと、これだけ増額になると見込まれるという数字を計上しております。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 いいです。

[「委員長、ちょっといいですか」と言う人あり]

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 先ほどの今村委員への答弁の中で、環境衛生の関係の債務負担行為がありましたけれども、理由としては建築物環境衛生管理技術者という有資格を置くということが必要でありまして、その資格を職員がありませんので、この部分についても契約の中に含めているということで、切れ目なくということでもありますので、そういう理解をお願いしたいと思います。

[「わかりました。資格を持っている人がいなくなっちゃう期間ができる

と考えてしたということですね」と言う人あり]

○根岸光男企画財政課長　そういうことです。

○森田義昭委員長　ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○森田義昭委員長　ないようでしたら質疑を終結いたします。

議案第51号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長　異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いします。

小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長　お世話になります。それでは、議案第52号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

まず、補正予算の第1号となりますので、元号関係から説明をいたします。元号を改める政令の施行に伴いまして、「平成31年度板倉町国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度板倉町国民健康保険特別会計予算」とします。予算書における年度表記につきましては、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとしまして、「平成32年度」以降も同様といたします。

補正の内容につきましては、オンライン資格確認のためのシステム改修に関する補正でございます。歳入歳出それぞれ259万6,000円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,201万8,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長の提案理由の説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます。6ページをお願いしたいと思います。歳入でございます。3款1項国庫補助金、2目1節国民健康保険制度関係業務事業費補助金に259万6,000円の追加でございます。オンライン資格確認のためのシステム改修に要する費用の国庫補助金でございます。

次に、7ページをお願いいたします。こちらは歳出でございます。1款1項1目13節委託料に歳入と同額の259万6,000円の追加でございます。オンライン資格確認のためのシステム改修業務委託料でございます。国庫補助率が100％です。

説明は以上となります。

○森田義昭委員長　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員　針ヶ谷です。お願いします。

以前説明があったのかどうか、私はちょっと記憶にないものですから、再度ご質問をさせていただきます。

オンライン資格確認等の導入ということなのですが、オンラインで操作している人の資格なのでしょうか。あるいは納税をする人の資格なのでしょうか。どういったときに、どういうふうにするシステムなのかの説明をお願いします。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 今回のシステム改修につきましては、G. B e \_ Uで国保の資格の改修に係る委託料となっています。国保です。国民健康保険の資格に関するシステム改修となっています。

[「納税者」「被保険者でしょう」と言う人あり]

○小野寺雅明健康介護課長 そうです。資格です。被保険者の資格ということです。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 専門用語が羅列されるとなかなかわかりづらいのですが、国民健康保険に加入している人というか、これから加入をするということですかね。加入している人の資格なのですか。加入するための資格なのですか。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 内容としましては、オンラインで資格を確認するため、今加入している方の、今は世帯ごとの番号となっているのを、今度は個人を特定するために、その世帯番号プラス、もう2桁の数字をつけたりとか、今後はその2桁の数字を含んだものが被保険者証に印刷をできるようにするとか、そういった、今入っている方、あとは今後入ってくる方に対応するための改修となります。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 今、保険証が個票というのですか、個人票になっているのを補足というか、それをうまく運用していくためのシステム改修というような認識なのですか。それに番号づけをしていく上で、それをシステムを使って個人に番号を割り振って個票をつくっていくという、そういうシステム改修に、制度の変更に係るためのシステムの改修という認識でよろしいでしょうか。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 そうです。

○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 国庫補助というのは、どこから出ているのですか。国から出るのはいくつなのでしょうけれども、厚生労働省。補助金はどこから出るのですか。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 今回は総務省となっています。

○青木秀夫委員 総務省から出るの。この仕組みというのは、全国一律のものをつくってやるのですか、国民健康保険に関して。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 この補助金の額を決めるに当たって、こういった改修をというのが国から示されて、それをもとにG. B e\_\_Uの請け負っている会社に見積もりを出していただきまして、その金額につきましても県に上げて、国がそれを直接補助をするというふうな仕組みになっています。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 改修システムということは、もともと何かあるのでしょうか。改修事業というのだから、今まで、従来のものもあるわけね。それも総務省が管轄してやっている事業なの。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 今あるものにつきましては、被保険者を管理しているのがG. B e\_\_Uで、住基等と同じG. B e\_\_Uでやっておりまして、それに改修をしまして、国保に関して、内容としましては、個人ごとに2桁の採番または氏名に仮名をつけたりと、そういった国の仕様に合ったふうに改修をするということです。G. B e\_\_Uを改修するということです。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 私は難しくてわからないのですけれども、これを委託するのはどこへ委託するのですか。日本中同じところ、これは。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 板倉町につきましては、G. B e\_\_Uを提供している、実際は両毛システムズということになります。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、これは全国ネットのとは違うのだ。見ていると、全国統一のシステムつくりにするのかなと思っているのですけれども、町ごとにとか県ごとに、ある地元のそういうシステム業者に頼むと、一律にする、またその大もとがあるのかね、どこかに。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 大もとというのはないのですが、国が示した仕様書のとおり、それぞれ委託している会社に改修を依頼をします。その国がつくった仕様は1つですので、改修に関しては全国同一にはなります。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 ちょっと疑問に思うのは、国民健康保険のシステムだから、それは厚労省とかそういうところが管轄するのかなと思うのですけれども、総務省がこのシステムに関しては管轄になるわけね。どうしたことだからちょっとわからないのですけれども。

[「マイナンバーが保険証も兼ねるようになるからということでしょう」

と言う人あり]

○青木秀夫委員 そこのなのでしょう、もとは。

○小野寺雅明健康介護課長 そうです。

○青木秀夫委員 それに移行させようということの前段階というか。だから、お金出すから、今マイナンバーの普及率が低いので、それを高めるためにいろいろ、一生懸命あの手この手から絡めてやっているという、そういうことなのかい、将来目指してね。

○小野寺雅明健康介護課長 それは、私のほうからでは……

○青木秀夫委員 背後にそういう目的があるのでしょうか、では。不思議だから、変な。

○森田義昭委員長 町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今の質問は、基本的にはマイナンバーは総務省でしょう。保険証は厚生労働省だから。結局そういう情報をマイナンバー制度を使えるようにしたほうが合理的だということで、そういった形ではないのでしょうか。

○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第52号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

「異議なし」と言う人あり]

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。

委員各位の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、まことにありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時23分）